

選 択 約 款

(小型空調契約)

2023年 4月 1日

佐 渡 ガ ス 株 式 会 社

目次

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	3
8. 延滞利息	3
9. 単位料金の調整	3
10. その他	4
付則	5
1. 本選択約款の実施期日	5
2. 本選択約款の揭示	5
3. この選択約款の実施に伴う遅収料金及び延滞利息の取扱い	5
別表	6
1. 料金および消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表 1（小型空調契約 1 種）	7
3. 料金表 2（小型空調契約 2 種）	7
4. 料金表 3（小型空調契約 3 種）	8

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社小売供給約款で定める別表第1の地域において4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は当社が定める小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kW（30US. RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく

税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(5)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置する場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種、小型空調契約2種または小型空調契約3種のいずれかを当社と締結していただきます。

(2) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款(小売供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2を、小型空調契約3種には別表の料金表3を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の 休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。
算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
× 0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）
（備考） 消費税等相当額の算定方法は、（別表）のとおりといたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、（3）の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.122 \text{円} \times (\text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.122 \text{円} \times (\text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

67,220円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トン当たりプロパン平均価格}) \times 1.000$$

(備考)

トン当たりのプロパン平均価格は当社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. その他

- (1) その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2023年 4月 1日から実施いたします。

2. 本選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。

この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う遅収料金及び延滞利息の取扱い

(1) 2023年3月31日まで適用された選択約款（以下「旧選択約款」と言います。）

7（料金）、旧選択約款8（単位料金の調整）については、料金の算定期間の末日が本小売約款の実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

(2) 7（料金）、8（延滞利息）、9（単位料金の調整）については、料金の算定期間の末日が本選択約款実施の日以降となる料金に適用いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表1(小型空調契約1種)(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4, 818. 00円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1立方メートルにつき	258. 61円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	234. 41円

(3) 調整単位料金

- (2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2(小型空調契約2種)(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1, 848. 00円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1立方メートルにつき	273. 46円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	249. 26円

(3) 調整単位料金

- (2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 3(小型空調契約3種)(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1, 254. 00円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1立方メートルにつき	279. 40円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	255. 20円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。